



2018年5月14日

各位

会社名 株式会社 百十四銀行
代表者名 取締役頭取 綾田 裕次郎
(コード番号: 8386、東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 佐久間 達也
(TEL. 087 - 836 - 2787)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2018年5月14日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、2018年6月28日開催予定の第149期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざし、その統一期限を2018年10月1日に定めたことから、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

2018年10月1日をもって、当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の予定日

2018年10月1日

(4) 変更の条件

2018年6月28日開催予定の第149期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものです。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

2018年10月1日をもって、2018年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）	300,000,000株
株式併合により減少する株式数	270,000,000株
株式併合後の発行済株式総数	30,000,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、「株式併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）」に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株あたり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、当行が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	11,498名（100.0%）	300,000,000株（100.0%）
10株未満（1～9株）所有株主	233名（2.0%）	422株（0.0%）
10株以上所有株主	11,265名（98.0%）	299,999,578株（100.0%）

株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主さま233名（その所有株式数の合計は422株）が株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取請求制度」または「単元未満株式の買増請求制度」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化をはかるため、効力発生日（2018年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（2018年10月1日付）
9億9,300万株	9,930万株

(6) 株式併合の条件

2018年6月28日開催予定の第149期定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当行の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が、2018年6月28日開催予定の第149期定時株主総会において承認可決されることを条件に、2018年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線___は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>9億9,300万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>9,930万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 日程

取締役会決議日	2018年5月14日
定時株主総会決議日	2018年6月28日(予定)
株式併合の効力発生日	2018年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	2018年10月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	2018年10月1日(予定)
株式併合および単元株式数の変更に係る定款一部変更の効力発生日	2018年10月1日(予定)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は2018年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映される日は2018年9月26日です。

以 上

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【本件に関するお問い合わせ先】

経営企画部 広報 CSR グループ 太田(康)

【電話】087-836-2916



【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当行の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。また、株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とするものです。今回、当行では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することをめざしています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上をめざしているものであり、当行といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することといたしました。

また、全国証券取引所で望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、株主さまの議決権に変更が生じることがないように株式併合(10株を1株に併合)することといたしました。

Q 3. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまがご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後は、株主さまがご所有の株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、2018年9月30日(実質上2018年9月28日)最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	4,000 株	4 個	400 株	4 個	なし
例②	1,200 株	1 個	120 株	1 個	なし
例③	1,001 株	1 個	100 株	1 個	0.1 株
例④	500 株	0 個	50 株	0 個	なし
例⑤	353 株	0 個	35 株	0 個	0.3 株
例⑥	5 株	0 個	0 株	0 個	0.5 株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例③、例⑤、例⑥）、すべての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主さま（上記、例⑥）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となります。株主さまの保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 5. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主さま（上記Q 4の例②、④、⑤のような場合）は、「単元未満株式の買取請求制度」または「単元未満株式の買増請求制度」をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合により所有株式が減ると受け取ることができる配当金は減りませんか。

A 6. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 7. 次のとおり予定しております。

2018年6月28日	定時株主総会決議日
2018年9月25日	現在の単元株式数1,000株単位の売買最終日
2018年9月26日	変更後の単元株式数100株単位の売買開始日
2018年10月1日	株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日
2018年12月中旬頃	端数株式の処分代金のお支払い

Q 8. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

なお、Q 4に記載したとおり、10株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数株式が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式が10株未満の株主さまは、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増請求制度」をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

Q 9. 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

A 9. 株式併合後は、毎年3月31日の株主名簿に記載された当行株式を100株以上所有される株主さまを対象に、地元香川県の特産品等をお選びいただける専用カタログを以下のとおりお送りします。

保有株式数（基準日：3月31日）	専用カタログ商品
100株以上500株未満	2,500円相当
500株以上	5,000円相当

なお、本株式併合の効力発生日は、2018年10月1日を予定しているため、2018年3月31日現在で1,000株以上の当行株式を保有の株主さまを対象とする本年の株主優待制度には影響はございません。

【株主名簿管理人（お問い合わせ先）】

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 0120-094-777（通話料無料）

受付時間 平日9時～17時（土・日・祝祭日等を除く）